

8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の1）

(1) 中間指針等の整理

（中間指針第3の6）

- I) 本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項において同じ。）のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。
- ① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛
 - ② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛
- II) I) の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、前記2の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。
- そして、I) の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。
- III) I) の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。
- ① 本件事故発生から6ヶ月間（第1期）
第1期については、一人月額10万円を目安とする。
但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。
 - ② 第1期終了から6ヶ月間（第2期）
但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。
第2期については、一人月額5万円を目安とする。
 - ③ 第2期終了から終期までの期間（第3期）
第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。
- IV) I) の①の損害発生の日及び終期については、以下のとおりとする。
- ① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。
 - ② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。
- V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

（備考等抜粋）

ア 指針Iについては、本件事故と相当因果関係のある損害であれば「原子力損害」に該当し、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害（慰謝料）についても、相当因果関係等が認められる限り、賠償

すべき損害といえるが、精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである点からも、損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限度がある。しかしながら、本件事故においては、実際に周辺に広範囲にわたり放射性物質が放出され、これに対応した避難指示等があったのであるから、対象区域内の住民が、住居から避難し、あるいは、屋内退避をすることを余儀なくされるなど、日常の平穏な生活が現実には妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、また、その生活も過酷な状況にある者が多数であると認められる（備考1）。

イ 本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、

① 避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは

② 本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、

③ 屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされる

など、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能であり、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる（備考1）。

ウ 指針Ⅱについては、指針Ⅰの①及び②の損害額算定に当たっては、前記避難費用に係る中間指針第3の2の指針Ⅱの②で述べたとおり、原則として、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して、両者を一括して一定額を算定することが、公平かつ合理的であると判断した（備考2）。

エ 損害賠償請求権は個々人につき発生するものであるから、精神的損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきである。そして、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難等対象者が現実には被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解されること、生活費の増加費用についても個人ごとの差異は少ないと考えられることから、年齢等により金額に差は設けないこととした（備考2）。

オ 長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿泊場所等によって分類するのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ、本件事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である（備考3）。

カ 指針Ⅲの①については、本件事故後、避難等対象者の大半が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成されるまでの6ヶ月間（第1期）は、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえ、本期間の損害額の算定に当たっては、本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4200円。月額換算12万6000円）を参考にした上、上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した（備考4）。

キ 特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことは否定し難いため、この点を損害額の加算要素として考慮し、避難所等において避難生活をしていた期間についてのみ、一人月額12万円を目安とすることが考えられる（備考4）。

ク 指針Ⅲの②については、第1期終了後6ヶ月間（第2期）は、引き続き自宅以外での不便な生活を

余儀なくされている上、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある一方で、突然の日常生活とその基盤の喪失による混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、この時期には、大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素も第1期に比して縮減すると考えられる。但し、その期間は必要に応じて見直すこととする（備考5）。

ケ 第2期の期間の損害額の算定に当たっては、上記のような事情にかんがみ、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期に比して緩和されることが考えられることを考慮し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考とし、一人月額5万円を目安とすることが考えられる（備考5）。

コ 指針Ⅲの③については、第2期終了後、実際に帰宅が可能となるなどの終期までの間（第3期）は、いずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備など、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当であると考えられる。但し、既に終期が到来している区域については、この限りではない（備考6）。

サ 指針Ⅳの①について、指針Ⅰの①の損害発生の始期につき、個々の対象者が実際に避難等をした日とすることも考えられるが、上記対象者が実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生 of 始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断した。但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする（備考7）。

シ 指針Ⅳの②（終期及び避難指示解除から相当期間経過後の賠償）については、前記避難費用に係る中間指針第3の2備考4及び5に同じである（備考8）。なお、(2)エ(ア)を参照されたい。

ス 指針Ⅴについては、指針Ⅰの②に該当する者、すなわち屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者は、自宅で生活しているという点では指針Ⅰの①に該当する者、すなわち避難及び対象区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていたことなどを考慮し、指針Ⅰの①の損害額を超えない範囲で損害額を算定することとし、その損害額は一人10万円を目安とするのが妥当である（備考9）。なお、(2)オを参照されたい。

セ 損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、指針Ⅲの①及び②並びに指針Ⅴの金額はあくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない（備考10）。なお、(2)ウ(ア)を参照されたい。

ソ その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る（備考11）。なお、(2)カを参照されたい。

の事情が認められる（第1の理由2）。

ウ 避難生活の不便さなどの要素が第1期よりも縮減されるとしても、上記事情を考慮すると、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているということができ（第1の理由3）、その不安の増大について賠償する必要性が高く、避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料額（一人月額5万円）と同程度とみることができ、同額を目安とするのが相当である（第1理由4）。

エ 中間指針第3の6の備考10によれば、第3の6の指針Ⅲ②記載の第2期の損害額（一人月額5万円）については、目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとされている（第2の理由1）。

オ 本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされる状態は、相対的にみて、通常の避難者よりも過酷な状況に置かれているといえることができる。したがって、目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額（一人月額7万円程度）を、賠償すべき額とするのが相当である（第2の理由2）。

総括基準（精神的損害の増額事由等について）

- 1 中間指針第3の6（指針Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。
 - ・ 要介護状態にあること
 - ・ 身体または精神の障害があること
 - ・ 重度または中程度の持病があること
 - ・ 上記の者の介護を恒常的に行ったこと
 - ・ 懐妊中であること
 - ・ 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
 - ・ 家族の別離、二重生活等が生じたこと
 - ・ 避難所の移動回数が多かったこと
 - ・ 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと
- 2 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、1の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。
- 3 日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11）を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

（理由等抜粋）

ア 中間指針第3の6の備考10には、日常生活阻害慰謝料の額（中間指針第3の6指針Ⅲ及びⅤに規定する金額）について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある（理由1）。

イ 1について、避難等対象者が受けた精神的苦痛には、いずれの者についても想像を絶するほどの甚だしいものがあったというべきであるが、その中でも、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料の増額をすることができる標準的な場合と定めるのが適当である（理由2）。

ウ 2について、増額の方法については、個別の事案に応じた適切なものであれば、その方法を問わないが、標準的な方法として、増額事由がある月の月額を目安とされた額よりも増額すること、一時金として適切な金額を定めることを例示した。増額の程度については、個別の事案に応じた適切なものであれば足り、特に上限などを定めることを要しないと考えられる（理由3）。

エ 3について、中間指針第3の6の備考11には、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、

- 【公表番号1483※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、滞在者に対する月額10万円の日常生活阻害慰謝料とは別に月額5000円の水購入費用（平成23年4月から平成24年8月まで）が認められた事例
- 【公表番号1492※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、避難先から帰還した後の時期も含めて、月額10万円の日常生活阻害慰謝料とは別に、水購入費用及び自家消費野菜購入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1493※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住する申立人らについて、滞在者に対する月額10万円の日常生活阻害慰謝料とは別に水購入費用月額5000円（平成23年3月から平成24年8月まで）及び自家消費野菜購入費用年額8万円（平成23年3月から平成26年12月まで）が認められた事例

ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について

（ア）増額事例

（補足説明）

- 1 中間指針第3の6の備考10には、日常生活阻害慰謝料の額について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要があるとして、総括基準（精神的損害の増額事由等について）が定められている。なお、東京電力プレスリリース（平成26年1月17日付け等）においても、精神的損害の増額分の賠償を行うようになっているが、「要介護状態等のご事情をお持ちの方」、「恒常的に介護が必要な方を介護しておられる方」等について、程度に応じ月額1万円、1万5000円、2万円の定額で行われているなど、その範囲、金額は限定的である。
- 2 以下aからhまでは、総括基準（精神的損害の増額事由等について）の例示列举事由に基づく増額事例であるが、必ずしも明確に区分されたものではない。例えばaはbやcに該当することを前提とする場合も多いが、主に介護認定に係る事情を認めて増額したとみられる場合はaのみに掲げるなどしている。また、複合的な事情による増額事例も多いが、主たる要素と思われる事情を中心に挙げることで、必要に応じて重複的に挙げることでとした。
- 3 また、5割以上、10割以上の増額を含む事案については、それぞれの増額事由ごとに分けて紹介しているので、参照されたい。

a 要介護状態にあること

- 【公表番号222※1】 避難指示区域（大熊町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護3の者について、区域再編前であったが、中間指針第二次追補が帰還困難区域からの避難者に認める平成24年6月から平成29年5月までの間の慰謝料600万円の賠償が認められ、また、避難所生活をしていた平成23年3月は5万円の、同年4月以降は月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号244※2】 避難指示区域から中通りに避難した家族について、要介護4の認定を受けていたが避難後は寝たきりになるなどした祖母について月額3万8000円の増額（平成23年3月から同年12月まで）が認められた事例
- 【公表番号1165※5】 避難指示区域から避難した申立人ら（原発事故時59歳の息子と93歳の母親）について、息子は平成26年12月に避難先でマンションを購入し転居したものの、マンション購入後も平成27年11月頃までは生活の本拠は郡山市にあり、母親は体調及び介護上の必要から、その後も避難先である申立外の娘夫婦宅で生活し続けていたことについては合理的な理由があるとして、同年6月から同年8月までの日常生活阻害慰謝料（母親について要介護者の増額分を含む。）が賠償された事例

- 【公表番号1361※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難を余儀なくされた高齢で要介護状態の申立人と、これを介護する申立人について、平成28年3月頃に新居を取得したが、新居取得後一定期間については生活も安定しないことや、申立人らに帰還の意思が存在すること等を考慮し、新居取得以降分も併せ平成27年5月分から平成28年12月分までについて、それぞれ3割増額した日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号1375※2】 帰還困難区域（双葉町）に居住していたが、避難後、認知症が進み、平成27年中に死亡した申立人の母について、要介護の程度に応じ、日常生活阻害慰謝料（増額分）が平成23年3月分から平成27年10月分まで賠償された事例
- 【公表番号1507※4】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人の平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料として、要介護5であった申立外被相続人に対する介護並びに申立人自身も要介護1及び身体障害等級4級であることから、平成30年3月分まで月額3万円が増額されて賠償された事例
- 【公表番号1518※2、※3】 避難指示解除準備区域に住居を有していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、夫は脳出血の後遺症（要介護1）を抱えながら避難生活を送ったこと、妻は夫の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと等を考慮し、夫について平成23年3月分から平成30年3月分まで月額1万円、妻について一時金50万円の慰謝料が増額された事例
- 【公表番号1529※1、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、精神障害等級2級の認定を受けた申立人については平成23年3月から、要介護3の認定を受けた申立人及びその介護者については平成26年3月から、いずれも新たに住居を購入した月の半年後である同年11月まで、それぞれの事由（持病、要介護及び介護）に応じて月額3万円が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例
- 【公表番号1535※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら（父、母、子及び祖母）について、平成27年3月分以降の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人子は精神疾患（精神障害等級2級）を抱え、申立人祖母は要支援2の認定を受けていたなど、一定の介助を要する状態にあり、また、申立人父母は避難先で申立人子や申立人祖母の介護等に従事したこと等を考慮し、一戸建て住宅への転居時期である同年10月分まで、申立人らそれぞれについて月額3万円が賠償された（申立人子は、同年11月分から平成30年3月分まで月額1万5000円の増額分がさらに賠償された。）事例
- 【増額幅が5割以上の事例】
- 【公表番号150※2】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、既に平成24年5月までの月額10万円又は12万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人について、身体障害等級1級の要介護状態にあり5割の日常生活阻害慰謝料の増額（平成23年3月から平成24年5月まで）が認められた事例
- 【公表番号270※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされ、両股関節機能全廃の身体障害等級3級であって、原発事故後には胆嚢がんを発症し要支援1の認定を受けるなどした申立人及び精神障害等級2級であって原発事故時に入院中であったがその後要介護3の認定を受けた申立人について、それぞれ月額8万円の増額（平成23年3月から平成24年6月まで）が認められた事例
- 【公表番号309※5】 避難指示区域から避難を余儀なくされた自力で外出できない要介護2の者に6割の増額（平成23年3月から平成24年6月まで）が認められた事例

- 【公表番号332※4、※7】 避難指示区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、同年3月から死亡した同年11月までの間、中間指針が認める日常生活阻害慰謝料が6割ずつ増額して賠償が認められた事例
- 【公表番号354※2】 避難指示区域から避難を余儀なくされた高齢の申立人について、避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援2の状況に陥ったとして、平成23年3月から平成24年2月までの間、6割の増額が認められた事例
- 【公表番号410※6】 避難指示区域（浪江町）から避難した者の精神的損害について、要介護状態（身体障害等級2級）にあったこと等を考慮し、持病の悪化までは8割（平成23年3月から同年8月まで）、持病の悪化以降は9割（同年9月から平成24年8月まで）の増額が認められた事例
- 【公表番号521※6】 緊急時避難準備区域から2か月間避難していた申立人ら家族の日常生活阻害慰謝料について、要介護2の1名及びその介護者1名について、2か月の避難の期間中（平成23年3月及び同年4月）それぞれ月6割の増額が認められた事例
- 【公表番号585※5】 帰還困難区域から避難中に死亡した被相続人の精神的損害について、家族の別離及び要介護3であったことを考慮して、平成23年3月分から死亡した同年8月分まで各月の日常生活阻害慰謝料が6割増額され、また、避難中にがんになり患ったことで精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことを考慮して、一時金50万円の賠償が相続人である申立人らに対して認められた事例
- 【公表番号905※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難し、原発事故後は要介護度が上昇し寝たきりに近い状態になった90歳台の要介護者と、それに伴って介護負担が激増した介護者2名について、介護のために他の家族とも別に暮らすことを余儀なくされたことも考慮し、精神的損害の増額分として、要介護者には平成23年3月から平成24年9月まで月額6万円、介護者2名には平成23年3月から同年8月まで合わせて月額3万円、同年9月から平成24年9月まで合わせて月額6万円が賠償された事例
- 【公表番号1190※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら夫妻について、同市内の店舗で勤務していた申立人妻（原発事故時50歳台前半）は、同店の休業に伴い避難先近くの店舗に配転となったが、業務再開の際には元の職場へ復帰できることが約束されていること、自宅近くで新たな就職先を見付けることは困難であること、申立人夫は、全盲の視力障害を有しており、申立人妻の収入により生計を立てていること等の事情を考慮し、避難継続の合理性を認めるとともに、バリアフリー設備のない避難先での生活により申立人らが不自由な生活を強いられていること等の事情を考慮し、平成27年1月分から平成28年3月分まで、各申立人に対し、介護又は要介護を増額事由として、精神的損害について6割の増額分が賠償された事例
- 【公表番号1259※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母（昭和16年生）・子（昭和53年生）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母は要介護状態にあり、申立人子はうつ病に患いながら、実質的に一人で申立人母の介護をしていたこと、申立人らは平成25年11月に新たに購入した自宅に転居したことを考慮して、平成23年3月分から平成25年12月分までは6割、平成26年1月分から平成27年12月分までは4割、平成28年1月分から平成29年1月分までは2割を増額して賠償された事例
- 【公表番号1376※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢であり要支援状態にあったこと、家族別離があったこと等を考慮し、

平成24年9月分から平成29年10月分まで、月額6万円の割合による精神的損害の増額分が賠償された事例

【公表番号1448※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人母子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母は避難直後から要介護1で介助を要する状態であり、後には脳梗塞によって要介護3、身体障害等級2級となったこと、申立人子は申立人母を介護したことを考慮して、申立人らそれぞれに平成23年3月分から平成30年3月分まで（ただし、申立人子については介護をすることができなかった2か月間は除く。）月額3万円、4万円又は7万円が賠償された事例

【公表番号1472※1】 居住制限区域（富岡町）から自主的避難等対象区域（三春町）に避難していた申立人夫婦（ともに80歳台）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は、平成26年9月の骨折事故を契機に身体機能が著しく低下して同年11月に要介護1となり、その後、身体障害等級1級、要介護4となったこと等を考慮し、同月分から平成30年3月分まで月額5万円が、申立人夫は、上記のとおり申立人妻の介護を担っていたこと等を考慮し、平成26年11月分から申立人妻が介護サービス付き集合住宅に入居した平成28年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1507※7】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立外被相続人の平成28年4月分以降の日常生活阻害慰謝料について、要介護5であったことを考慮し、死亡した同年8月分まで月額6万円が増額されて賠償された事例

【公表番号1531※6、※7】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の同一敷地に所在する2棟の建物に居住していた申立人ら（夫婦及びその子3名並びに夫の両親及び妻の母）について、申立人夫の母が左半身軽度麻痺の状態にあり、同人を申立人夫の父が介護したこと等を考慮して、申立人夫の父母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ、平成23年3月分から新たに住居を購入した月の前月である平成27年9月分まで、月額6万円（申立人夫の父母とその他の申立人らとの別離が生じていた41か月間）又は月額3万円（その他の14か月間）が賠償された事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号242※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされた申立人について、認知能力が衰え、要介護状態の高齢者であったとして、中間指針の認める日常生活慰謝料に加え、月額10万円の増額が認められた事例

【公表番号265※1】 夫妻及び夫の両親が、同居していた避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、夫の母は股関節症により要介護状態であり、夫の父はがんを患っていた状態であったが、夫妻と夫の両親はそれぞれ別の場所に避難することとなって別離が生じたとして、夫の母について、避難開始当初は特に状況が過酷であったとして平成23年3月は12万円、同年4月は8万円の増額が、その後夫の父が存命中は月額6万円の、その後は月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号310※2】 夫妻及びその子供2名（長男・二男）の家族が避難指示区域の住居から避難を余儀なくされ、妻は、車椅子を使用する身体障害で要介護4であり住居にはバリアフリー環境があったが、避難後は、一時的にバリアフリー環境のある避難所に滞在したが閉鎖されてバリアフリー環境のないホテル等に滞在を余儀なくされ、身体障害を理由に避難所の入所を断られるなど極めてストレスの高い状態での避難生活を強いられ、平成23年9月以降は施設に入所し家族との別離を強いられたとして、同年3月は介護者である夫及び精神障害のある二男と合わせて1

00万円の、同年4月から同年6月までは各月20割の、同年7月から平成24年5月までは各月10割の増額が認められた事例

【公表番号329※6】 原発事故前から要介護4の申立人について、避難指示区域から避難を余儀なくされ、避難先において介護者と同居することができず、また、原発事故後、寝たきりとなってしまったなどの事情が考慮され、平成23年3月から同年11月までの間、避難による日常生活阻害慰謝料の増額が月額10万円認められた事例

【公表番号375※2】 避難指示区域から避難した申立人（身体障害等級2級、要介護2）の日常生活阻害慰謝料について、平成24年8月分まで月額10万円が増額され賠償された事例

【公表番号382※1、※2】 避難指示区域から避難した申立人ら夫婦について、脳梗塞の後遺障害、パーキンソン症候群等による要介護状態にありかつ糖尿病等の持病も有していた夫の日常生活阻害慰謝料及び避難生活中に夫の介護を余儀なくされた妻の日常生活阻害慰謝料について、それぞれ、平成23年3月分は月額12万円、平成23年4月分以降平成25年5月分までは月額10万円が増額されて賠償された事例

【公表番号409※1】 避難指示区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生（身体障害等級1級）について月10割増、介護及び通学の付添いをした母親に月8割増（小学校に介助員が配置された後は、小学生は月8割増、母親は月6割増。）の日常生活阻害慰謝料の増額がされた事例

【公表番号488※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した家族4名（両親及び子2名）の避難慰謝料について、両親がともに高齢で、介護又は支援を要し（要介護2及び要支援2）、子2名が介護等を行ったこと、多数回避難したこと、避難中に子らによる付添いを伴う両親の通院回数が増加したこと等を考慮し、避難による日常生活の阻害の程度が著しく高いと判断した上、家族全員について月10割の増額（対象期間平成23年3月から平成24年11月まで）が認められた事例

【公表番号492※1】 避難指示区域から避難した家族4名の申立人らの日常生活阻害慰謝料（平成23年3月から平成24年7月まで）について、避難生活中に転倒して車椅子生活となり要支援1から要介護4へ状態が悪化した高齢者については、肺炎等へのり患、病院や施設の多数回の移動等も併せ考慮して月10割の増額が、その夫については、妻の長期入院に伴って強い孤独感を抱くようになり認知症が要支援2から要介護1へ悪化したこと等を考慮して月6割の増額が、両名を介護した息子夫婦については、それぞれ介護の負担を考慮して月8割の増額が認められた事例

【公表番号626※6、※9、※10】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、90歳を超える高齢で、要介護1の認定を受けている者及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年4月まで月額10割の増額分がそれぞれ追加賠償された事例

【公表番号689※1】 原発事故前から認知症で要介護2であり、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から新潟県に避難したが、避難中の平成24年7月に脳梗塞を発症した高齢者の日常生活阻害慰謝料について、脳梗塞発症前は要介護状態を考慮して月6割（平成23年3月から平成24年5月まで）、発症後は更に脳梗塞も考慮して月10割（同年6月から平成25年7月まで）の増額がされた事例

【公表番号694※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らのうち、知的障害を持ち常時介護が必要となる者の日常生活阻害慰謝料について、平成23年3月から平成24年11月まで月10割の増額が認められた事例（増額分のうち24万円は別途受領済み。）

- 【公表番号726※1】 避難指示区域（富岡町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者（申立人A）に月10割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者（申立人B）に月3割の増額、両名の主たる介護者（申立人D）に月10割の増額、従たる介護者（申立人C）に月3割の増額がそれぞれ認められた事例
- 【公表番号820※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったこと等を考慮し、避難慰謝料について、平成24年9月以降現実に原町区に帰還した平成25年1月まで（母親）及び同年5月まで（夫婦）の賠償継続と増額（母親及び主たる介護者の妻については月10割、従たる介護者の夫については月8割の増額）が認められた事例
- 【公表番号1084※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人母及び申立人娘について、高齢の申立人母が視力障害で身体障害等級1級、要介護5であること及び申立人娘が介護を行っていたこと等を考慮し、いずれも避難生活における負担が他の避難者と比べて著しく大きいとして、精神的損害に係る慰謝料（平成26年7月分から平成27年5月分まで）について申立人らのいずれにも月10割の増額が認められた事例
- 【公表番号1087※2、※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人長男とともに避難した高齢者の母が、避難中に脳梗塞を発症し、その後寝たきりとなり介護施設に入所し平成26年9月に死亡した事案について、母の相続人である申立人らに対し母の避難慰謝料については病状等を考慮して月10割の増額を死亡時まで、申立人長男に対し同人の避難慰謝料については避難による家族別離を考慮して月3割の増額を平成26年11月まで、それぞれ認めた事例
- 【公表番号1188※2】 避難指示解除準備区域（楡葉町）から避難し平成26年7月に死亡した被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、入通院慰謝料の全部及び死亡慰謝料の一部とは別に、要介護状態、中等度・重度の持病に当たるとして、同年1月分から同年7月分まで月額3万円が認められるとともに、相続人である申立人らに対し、家族別離を理由として、平成27年4月分から同年11月分まで月額3万円が認められた事例
- 【公表番号1446※1】 居住制限区域から避難した被相続人A（平成27年10月死亡。相続人は申立人B及び申立人D。）、その妻である申立人B、被相続人Aの弟である申立人C、被相続人Aの子である申立人D、その配偶者である申立人E及び同人らの子である申立人Fについて、被相続人Aについては、平成23年3月分から平成27年10月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額3万円、6万円又は10万円（ただし、既払金112万円を除く。）が、申立人Bについては、被相続人Aの介護を理由として被相続人Aと同期間について同額（ただし、既払金56万円を除く。）が、申立人Cについては、被相続人Aの介護を理由として平成25年8月分から平成27年10月分まで月額3万円が、申立人D、E及びFについては、家族別離と原発事故との相当因果関係を認定した上で、申立人D、E及びF各人の苦痛は個別に観念でき、世帯全体で評価する必要は必ずしもないこと等を理由として、平成23年4月分から平成25年9月分までそれぞれに対し月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1465※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護5の被相続人（申立人らの祖母）の日常生活阻害慰謝料について、自ら寝返りをすることも

できないなどの被相続人の身体状況等を考慮し、平成23年3月から被相続人が死亡した平成25年9月まで、10割増額した額が賠償された事例

【公表番号1488※3】 帰還困難区域（双葉町）の特別養護老人ホームに入所していた被相続人（申立人らの母）について、同人がもともと脳内出血の既往症により要介護4の認定（認定期間の終期は平成25年12月31日。）を受けていたところ、避難生活により夫との交流が絶たれて極度の不安に陥り、また、健康管理も十分にされなかったために、避難生活中に体調が悪化し、平成23年5月からは千葉県内の病院に入院するなどして、避難生活が過酷となったことや原発事故当時に要介護4であったことを考慮して、同年3月分から同年5月分までは10割、同年6月分から平成25年12月分までは2割を増額して、被相続人の日常生活阻害慰謝料が相続人である申立人らに対して賠償された事例

b 身体または精神の障害があること

【公表番号159※7】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難を余儀なくされ、うつ病の精神障害等級3級であったところ避難生活の心労で悪化して精神障害等級2級になった者に2割の増額（平成23年3月から平成24年8月まで）が認められた事例

【公表番号354※1、※2】 避難指示区域からの避難生活により体力が低下し、その後、要支援2の状況に陥った高齢者及びこれを介護する者2名の日常生活阻害慰謝料について、要介護者には6割の、介護者にはそれぞれ3割の、増額が認められた事例

【公表番号1231※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から一時避難をしたが平成23年4月に帰宅した申立人ら夫妻について、申立人夫が身体障害（身体障害等級4級）を有し、申立人妻が持病を患っていたところ、帰宅後は、原発事故前と同様の医療が受けられなかったこと等の事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については同年3月から平成24年8月まで、東京電力が認める月額1万5000円が賠償されるとともに、申立人妻については一時金として25万円が賠償された事例

【公表番号1394※1】 居住制限区域（浪江町）に居住し、精神疾患に罹患していた申立人の精神的損害について、避難により十分な通院・服薬ができなくなり、原発事故前に通っていた福祉事業所にも通うことができなくなったこと等を考慮し、特に環境変化での適応が困難であった平成23年3月分から平成24年2月分までについては3割、同年3月分から平成30年3月分までについては2割増額された事例

【公表番号1439※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族について、申立人子（原発事故当時5歳）が避難先で精神障害を発症したことを考慮し申立人ら家族全員に対し、平成23年4月から平成26年3月までの家族の別離を理由とする増額分（月額3万円）及び同年4月から平成27年3月までの二重生活に伴う生活費増加分が賠償された事例

【公表番号1466※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、原発事故前に入院し、緑内障の手術を受けた申立人について、退院後間もなく原発事故によって避難を余儀なくされ、点眼薬の持ち出しすらままならず、また、避難先では入浴をすることができないなどの不衛生な生活環境に置かれ術後の感染症の危険にさらされたほか、避難後しばらくは通院することができなかったことにより術後の適切な治療を受けられなかった点等を考慮し、原発事故後半年間についての精神的損害（一時金）が賠償された事例

【公表番号1510※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から平成23年3月に避難をした申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人は原発事故前から精神障害（障害等級3級）を抱えながら日常生活を送っていたところ、原発事故の避難による

令和 2 年 5 月版

原子力損害賠償事例集

第 2 部・後

(個票：公表番号 1 0 0 0 ～ 1 5 5 3)

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 事案の概要

公表番号	1465		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を余儀なくされた要介護5の被相続人(申立人らの祖母)の日常生活阻害慰謝料について、自ら寝返りをすることもできないなどの被相続人の身体状況等を考慮し、被相続人が死亡した平成25年9月まで10割増額した額が賠償されるとともに、申立人らのうち1名に要した介護を目的とする面会交通費について、上記転院に伴う差額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H29.2.23	全部和解成立日	H30.10.29
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,100,000	H23.3～H25.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	3,100,000	H23.3～H25.9	※2
全部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3	※3
小計			6,205,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	277,045	H23.4～H25.10	※4
小計			277,045		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,482,045
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びBの祖母(被相続人)は、南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)の病院に入院していたが、原発事故により、福島市内の病院への転院を強いられたことから、申立人らは、被相続人死亡までの避難慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、南相馬市内の病院への転院が可能であったと主張し、平成24年9月以降の賠償を拒否した。パネルは、被相続人が寝たきり状態であったこと〔日常生活確認書〕や、実現しなかったが、申立人Aが、避難先の病院に対し、南

相馬の病院への転院申し入れをしていたこと等〔電話聴取報告書〕を考慮し、被相続人の死亡時まで避難が継続していたものと認め、日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びBは、祖母（被相続人）が原発事故時、要介護状態（要介護5級）〔医療紹介状〕で南相馬市内の病院に入院していたが、原発事故により福島市内の病院への転院を強いられ、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、同人についての慰謝料の増額を請求した。東京電力は、月額2万円を超える増額は認められないと主張して争った。パネルは、被相続人が寝たきりの状態であったこと等〔日常生活確認書〕を考慮し、死亡時まで月額10万円の増額を認める和解案を提示した（賠償期間の継続については※1を参照されたい。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人A及びBの祖母（被相続人）について、原発事故により、原発事故時に入院していた南相馬市内の病院から福島市内の病院へ転院を強いられたとして、避難費用（南相馬市から福島市への交通費）の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人Aは、南相馬市内の病院に入院していた祖母（被相続人）が、原発事故により、福島市内の病院への転院を強いられたために、介護のための交通費（電車料金）が増加したとして、その増額分の賠償を請求した。東京電力は、平成23年10月以降分の交通費増加分については、原発事故との相当因果関係を否認し、また、賠償する場合についても、最も安いルート（公共バス）の代金が上限である旨の主張をし、争った。パネルは、交通費の増加分（電車料金）と原発事故との相当因果関係を認め、差額分について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2備考3は、高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1479		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)において農業の開業準備中であった申立人について、住民票上の住所は栃木県内であったものの、生活の実態等を考慮して、中間指針第四次追補に基づく精神的損害のうち560万円が賠償されるとともに、平成29年1月分以降の逸失利益につき、当事者双方が、被申立人の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償等がされた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)ウ(ア)
	第1の9(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H29.7.3	全部和解成立日	H30.12.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	5,600,000		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		15,581,724		※2
全部和解	一時立入費用		21,204	H25.2、H25.3、H27.4	※3
小計			21,202,928		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,202,928
	弁護士費用	571,164
	手続内で処理された既払金合計額	2,164,128

※1 中間指針第3の6、中間指針第四次追補第2の1

申立人は、栃木県に妻子が居住する自宅を有していたが、会社を早期退職し、退職金を原資として浪江町の土地を購入し、浪江町を生活の本拠として開拓開墾して農林業を開始する計画で準備していた[陳述書]ところ、原発事故により上記土地を含む地域が帰還困難区域に指定され、平成29年6月末においても、帰還困難区域の指定が解除されず、解除の目途も立っていないとして、帰還断念慰謝料として700万円の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、精神的損害については、申立人の住所が栃木県にあり、同所に妻子が居住し、申立人も土日等には帰宅しており、帰還困難区域に唯一の生活の本拠があったとはいえないという事情があることを踏まえると、中間指針第四次追補の「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を観念することは困難と主張して争った。パネルは、申立人が原発事故前から6年がかりの開墾[作業報告書]をし

てきたため、浪江町での居住実態があったこと、農林業では土地との結び付きが必須であることから、申立人が浪江町に長年住み慣れたといい得るとして、中間指針第四次追補第2の1 I ①に基づく精神的損害の8割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I は、月額慰謝料の目安を10万円としており、中間指針第四次追補第2の1 I ①は、帰還困難区域等の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額を目安として示しているところ、その一部について賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、栃木県に妻子の居住する自宅を有していたが、会社を早期退職し、退職金を原資として浪江町の土地を購入し、浪江町を生活の本拠として開拓開墾して農林業を開始する計画で準備していた〔陳述書〕ところ、原発事故により上記土地を含む地域が帰還困難区域に指定され、平成29年6月末においても、帰還困難区域の指定が解除されず、解除の目途も立っていないため、予定していた事業開始が不可能となり、同月以降も逸失利益が発生しているとして、前件申立てで合意した算定方法による年間逸失利益〔和解案資料〕の3倍相当額の賠償を請求した。東京電力は、逸失利益については、事業開始前に原発事故が発生したため、申立人に基準年における実際の売上げが存在しないこと、6年2か月分の逸失利益に加え、開業費用としての財物、償却資産及び土地の費用を賠償済みであり、既に十分な賠償を行っていること等から、逸失利益の3倍相当額の賠償を行うという平成28年12月26日付け東京電力プレスリリースの枠組みを申立人に用いることは困難であると主張して争った。パネルが逸失利益については申立人主張のとおり損害を認定する予定であると告知した結果、東京電力も年間逸失利益の3倍相当額の賠償の枠組みを用いることに同意したため、パネルは東京電力自認額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員はその中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3、中間指針第二次追補第4

申立人は、栃木県那須塩原市から浪江町に3回立ち入ったとして、東京電力が用いる交通費算定基準に基づく一時立入費用及び一時立入後の洗車費用（除染費用）を請求した。東京電力は、一時立入費用は自動車については移動距離1kmあたり22円を乗じた計算式により算出された金額で算定すべきとして金額を争い、除染費用については証拠の提出を求めて争った。パネルは、一時立入費用については東京電力自認額の賠償を認め、除染費用については申立人の請求額の賠償を認めた。